特定非當利活動法人 Unir Sound 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Unir Sound という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区和泉4丁目41番13-114号グ ラツィア方南町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもや地域住民に対して、演奏活動や音楽を通じた交流の場を提供することにより、子どもの健全育成及び心の豊かさ、地域社会のつなが りの促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1)子どもの健全育成を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 子ども食堂や福祉施設での演奏会や音楽ワークショップの開催
 - (2) 学校・病院・地域イベント等での演奏活動
 - (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第11条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第12条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、 理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現 任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 難務上の差務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の誰決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第20条 総会は、以下の事項について離決する。
 - (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の課任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第13条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び書議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の離長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正 会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を 可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、 総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加 わることができない。

(総会の護事録)

- 第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付配すること。)
 - (3) 春麓事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 護事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第29条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付離すべき事項
 - (2) 総会の難決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の施決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により 招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の離決)

- 第33条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 護事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 寄附金品
 - (3) 財産から生じる収益
 - (4) 事業に伴う収益
 - (5) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事 長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収 益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない 事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なけ ればならない。

(残余財産の帰屋)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別 に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

針 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

多胡 叶亲美

副理事長

橋本 志穂

理事

諏訪部 好央

監事

選 川 恵 介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立 の日から令和8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、徴収しない。

役員名簿(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非當利活動法人	Unir	Sound	

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

			 	,
	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏 名	(どちらかに〇)	
1	理事	タゴ カナミ	無	理事長
	72.4	多胡 叶奈美	<i>700</i>	441
2	理事	ハシモト シホ	無	副理事長
	~ ~	橋本 志穂	7111	開ルエチン
3	理事	スワベ ヨシオ	無	
	-2-7	諏訪部 好央	,,,,,	
4	監事	セガワ ケイスケ	無	
		瀬川 恵介	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
5				
	!			
6				
<u></u>		<u> </u>		
7				
			· ·- · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
8				
9				
10				

設立・定款変更用

2025 年度

事業計画書

特定非営利活動法人___Unir Sound

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 Unir Sound は、地域の子どもや住民を対象に、子ども食堂や医療支援イベントなどで演奏会やワークショップを開催し、音楽体験や交流の場を提供することを通じて、子どもの健全な育成と心の豊かさの向上、地域社会のつながりの促進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 120 】千円)

事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者	受益 人数	촒
子ども食堂や福 祉施設での演奏 会や音楽ワーク ショップの開催	子ども食堂での演奏会・ワークショップを通じた子どもへの音楽体験提供	月 2 回程度	子ども食堂	1回あたり3 ~5名(演奏 参加者)	地域の	60名程度 (1 回あ たり 15 名×8回)	80
学校・病院・地域 イベント等での 演奏活動	子ども支援イベン ト会場や小児病棟 等での演奏会	月 1 回程度	子ども支援 イベント会 場	1回あたり3 ~5名(演奏 参加者)	地域の	60名程度 (1 回あ たり 15 名×4回)	40

設立・定款変更用

2026 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Unir Sound___

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人 Unir Sound は、地域の子どもや住民を対象に、子ども食堂や医療支援イベントなどで演奏会やワークショップを開催し、音楽体験や交流の場を提供することを通じて、子どもの健全な育成と心の豊かさの向上、地域社会のつながりの促進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 600 】千円)

事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者	受益 人 教	精
子ども食堂や福 祉施設での演奏 会や音楽ワーク ショップの開催	子ども食堂での演奏会・ワークショップを通じた子どもへの音楽体験提供		子ども食	1回あたり3 ~5名(演奏 参加者)	地域の	60 名程度	500
学校・病院・地域 イベント等での 演奏活動	子ども支援イベン ト会場や小児病棟 等での演奏会	月 1 回 程度	子 ど も 支 援 イ ベ ン ト会場		地域の	60 名程度 (1 回あた り 15 名× 12 回)	100

2025年度 活動予算書

特定非営利活動法人 Unir Sound

			(単位:円)
	科目	金額	小計・合計
A]	経常収益		
1	受取会費		
1	会費収入 (正会員· 贊 助会員)	0	
1	賛助会員受取会費		
2	受取容附金		20, 0
l	受取寄附金(個人・法人からの寄付)	20,000	
l			
3	受取助成金等		
ı	受取助成金(地域助成等)	0	
l			
<u> </u>			400.0
4	事業权益	00.000	120, 0
l	子ども食堂や福祉施設での演奏会や音楽ワークショップの開催	80,000	
l	学校・病院・地域イベント等での演奏活動	40,000	
l			
Ļ	Z.o.M.o.mtt	-	
5	その他の収益	0	
ĺ	受取利息	Ü	
<u></u>	dr +4 &L	-	140. (
<u>席</u> 3】	- 収 益 計	 	170.0
	事業費	-	
'	(1) 人件費		
	(1)入井東 給料手当	0	
	1	0	
	役員報酬 組織60人4数円	0	
	退職給付費用	0	
1	福利摩生費		
ļ i	(2) 本の納録章	- -	50.
į l	(2) その他経費	5, 000	30.
i I	会議費(打ち合わせ時の会場費・資料費等)		
	会場費(演奏会・ワークショップ利用料)	5,000	
1	交通費 (出演者移動費)	15, 000	
	楽器運搬・備品費(レンタル・運搬費・小物購入)	10,000	
1	事務費(印刷・消耗品・備品購入等)	10,000	
	広報費(SXS広告等)	5, 000	
_	教養計	<u> </u>	50,
2	<u>管理費</u>		-
	(1) 人件費	0	•
	役員報酬	:	
	給料手当 Particulate B	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
۱ ۱			
1	(a) * aher		1
	(2) その他経費	0	
	消耗品費	0	}
	木道光熱費 - 大後間標準	:	{
l	通信運搬費	0	}
1	地代家賃	0	Ş
1	旅費交通費	0	1
I	減価償却費	0	
	3		
	理費計 ・費用計		50,
	資 用 町 経 常 増 減 額 【A】−【B】・・・①		90,
	程 常 外 取 益		1
Υ_	超定資産売却益	0	1
	過年度損益修正益	Ö	}
	20 1 / 天 (代 EEFS II - III		
*	: 外 収 益 計	<u> </u>	
D]			
Ĺ	固定資産売却損	C	
	災害損失	C	
L	過年度損益修正損		
	外 養 用 計		
	経常外増減額 [C] - [D] · · · ②		
	前当期正味財産增減額①+②・・③		90.
<u> </u>	法人税、住民税及び事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		70.
		-	
	前期繰越正味財産額 ・・・⑤		

2026年度 活動予算書

特定非當利活動法人 Unir Sound

			(単位:円)
	科 目	金额	小計・合計
(A)	経 常 収 益		<u> </u>
	受取会費		
	会費収入(正会員・贊助会員)	0	
1	赞助会員受取会費	0	
	只 奶五只又似云具	Ĭ,	
⊢		+	400.00
2	受取奇附金	1 1	100, 00
	受取寄附金(個人・法人からの寄付)	100,000	
1			
1		1	
<u> </u>	######################################	 -	100, 00
3	受取勒成金等		100, 0
1	受取助成金(SOMPO福祉財団「NPO基盤強化資金助成」を申請予定)	100, 000	
4	事象収益		600, 0
l'	子ども食堂や福祉施設での演奏会や音楽ワークショップの開催	500,000	
1			
1	学校・病院・地域イベント等での演奏活動	100, 000	
1			
L			
5	その他の収益		<u></u>
٦	受取利息	0	
1	July 1985	į	
بيا		-	000.0
_	収 益 計		800, 0
<u>B]</u>	経常費用		
1	事業費	1	
	(1) 人件費		
		0	
	給料手当	1	
1	役員報酬	0	
1	退職給付費用	0	
1 [福利厚生費	0	
F	(2) その他経費	-	600, 0
		70,000	1
1	会議費(打ち合わせ時の会場費・資料費等)		
1 1	会場費(演奏会・ワークショップ利用料)	50,000	}
1 1	交通費(出演者移動費)	100, 000	1
1 1	楽器運搬・備品費(レンタル・運搬費・小物購入)	100, 000	1
		80,000	}
1 1	事務費(印刷・消耗品・備品購入等)	- 1	}
	広報費(SNS広告等)	100, 000	
	謝礼金(出演者・講師等への謝礼)	100, 000	
事業	受計	<u> </u>	600, (
2	管理費		<u> </u>
1 [(1) 人件費		
1	役員報酬	0	}
1		o	
	給料手当	i	1
1	退職給付費用	0	}
	福利厚生費	0	1
1 1			1
1			}
1 }	(2) 五角掛紅薯	i -	1
	(2)その他経費		1
	消耗品費	0	ì
	水道光熱費	0	1
	通信運搬費	. 0	}
1	地代家賃	. 0	1
1	旅費交通費	0	}
		0	1
	減価償却費	į	
*	B 黄計	<u> </u>	
	費用計		600.
	経 常 増 減 額 [A] - [B] · · · ①	:	200,
		+	1
ငှ႑	程常外収益	 -	
	固定資産売却益	0	3
1	過年度損益修正益	0	
1		<u> </u>	
#	外 収 益 計		
		!	
Ή-	経常外費用		
1	固定資産売却損	1	Į.
	災害損失	0	{
	過年度損益修正損	0	1
#	外費用計		
	経常外增減額 [C] - [D] ···②		
期	<u> </u>		200
<u>. 51</u>	前当期正味財産増減額①+②・・③		200.
1	法人税、住民税及び事業税 ・・・④		70.
	前期繰越正味財産額 ・・・⑤		<u></u>
1			130.

特定非営利活動法人 Unir Sound 設立趣旨書

特定非営利活動法人 Unir Sound は、音楽を通じて子どもや地域住民の心の健康を支え、人生の選択肢を広げることを目的に設立いたします。

現代社会では、子どもや地域住民がストレスや孤立感を抱えることが増えており、心のケアや安心できる居場所が十分ではありません。音楽は、人の心を癒し、感情を解放し、安心感や自信を育む力を持っています。

私たちは、学生や社会人、プロ・アマを問わず音楽を愛する仲間たちとともに、子ども食 堂や地域イベントで演奏会やワークショップを行い、参加者が安心して表現できる空間を 提供します。

演奏や音楽体験を通して、参加者の心理的な支援や心の活力の向上に寄与することを目指します。

音楽を通じて心を支える活動は、子どもや地域住民の自己肯定感や社会的つながりを育み、地域コミュニティの活性化にもつながります。私たちは、その力を信じ、地域に根ざした心理的支援活動を推進するために、本法人を設立いたします。

2025年 8月3/日

設立代表者

KA 为胡 N灰美

